

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第三十八条 改正法附則第九十一条第二項に規定する特定設備廃棄等欠損金額について法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十条第一項又は第四百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とした金額(以下この条において「還付対象特定設備廃棄等欠損金額」という。)がある法人が同法第八十条第四項又は第四百四十四条の十三第九項若しくは第十項の規定に該当することとなった場合において、同法第八十条第四項において準用する同条第一項の規定又は同法第四百四十四条の十三第九項において準用する同条第一項の規定若しくは同条第十項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定を適用するときは、当該還付対象特定設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の租税特別措置法第六十六条の十二第一項本文に規定する欠損金額のうち当該還付対象特定設備廃棄等欠損金額に相当する金額は、ないものとする。

附 則

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第三十八条 改正法附則第九十一条第二項に規定する特定設備廃棄等欠損金額について法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十条第一項又は第四百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とした金額(以下この条において「還付対象特定設備廃棄等欠損金額」という。)がある法人が同法第八十条第四項又は第四百四十四条の十三第九項若しくは第十項の規定に該当することとなった場合において、同法第八十条第四項において準用する同条第一項の規定又は同法第四百四十四条の十三第九項において準用する同条第一項の規定若しくは同条第十項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定を適用するときは、当該還付対象特定設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の新法第六十六条の十二本文に規定する欠損金額のうち当該還付対象特定設備廃棄等欠損金額に相当する金額は、ないものとする。